

令和4年第11回花巻市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年11月30日(水)午後1時44分から午後2時26分

2 開催場所 JAいわて花巻総合営農拠点センター 担い手研修室

3 総会に出席した委員

(1) 農業委員(21人 議席順)

1番 (欠席)	2番 小原 晃	3番 川村 優
4番 晴山 成仁	5番 藤本 一廣	6番 古川 重勝
7番 [欠員]	8番 藤原 秀章	9番 高橋 和子
10番 伊藤 侑子	11番 阿部 秀子	12番 小瀬川 眞弓
13番 (欠席)	14番 新淵 伸彦	15番 板垣 淑子
16番 佐々木 良和	17番 伊藤 富壽	18番 高橋 修一
19番 岡田 知穂	20番 菅野 和	21番 伊藤 忠宏
22番 晴山 淳子	23番 浅沼 英喜	24番 小田島 新一

(2) 農地利用最適化推進委員(27人)

1番 高橋 誠	2番 小田島 弘通	3番 小原 和也
4番 松田 久信	5番 鎌田 一広	6番 藤原 久義
7番 畠山 清	8番 八重樫 光喜	9番 中島 弘行
10番 照井 勝司	11番 高橋 好子	12番 高橋 重男
13番 佐藤 茂丈	14番 佐々木 久夫	15番 鎌田 和枝
16番 古舘 俊一	17番 小原 正好	18番 高橋 広和
19番 鈴木 昌悦	20番 佐藤 吉紀	21番 藤原 長一
22番 及川 武敏	23番 (欠席)	24番 小菅 博文
25番 合澤 誠一	26番 菊池 初見	27番 一ノ倉 俊哉
28番 宮川 正樹		

4 欠席した委員

(1) 農業委員(2人)

1番 出茂 寛 13番 駿河 茂

(2) 農地利用最適化推進委員(1人)

23番 鈴木 輝彦

5 提出案件

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第 69 号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 70 号 農地法の適用外証明について
- 議案第 71 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 72 号 農作業労賃標準額に係る農作業労賃標準額設定検討委員会の設置について
- 議案第 73 号 令和 4 年度農業振興意見交換会開催要領について

6 出席した農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 柏葉 正和 次 長 藤原 康
農政管理係長 武 要 農地係長 小早川 英

7 議事録

議 長 ただ今から、令和 4 年第 11 回花巻市農業委員会総会を開催いたします。
(会長) 本日出席した農地利用最適化推進委員は 27 名です。欠席された推進委員は、
23 番鈴木輝彦委員であります。
また、本日の出席農業委員は 21 名です。定足数に達しておりますので、会議は
成立しました。欠席された委員は、1 番出茂寛、13 番駿河茂委員であります。
議事録署名人の指名ですが、このことにつきましては花巻市農業委員会会議規
則第 11 条第 3 項により、当職から指名いたします。議事録署名委員に 14 番新
淵伸彦委員、15 番板垣淑子委員を指名いたします。

次第の「報告」に入ります。

「報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説
明を求めます。

事務局 小早川農地係長が報告を読み上げ説明とした。
議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
(会長) 質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無いようですので、これで報告第 29 号を終わります。

議 長 「報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」事務局の説明を
(会長) 求めます。

事務局 小早川農地係長が報告を読み上げ説明とした。
議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
(会長) 質疑のある方ございませんか。(「なし」の声)

無いようですので、これで報告第 30 号を終わります。

議 長 議事に入ります。「議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(会長) を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたが、ただ今の説明に関連し、地区担当委員より現地につい
(会長) て、補足説明がありましたらお願いします。(「なし」の声)

これより質疑に入りますが、提出議案の中で、5 番が小原晃委員にかかわる案
件です。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員は本人が関与す
る案件についての議事に参与することができないことになっておりますので、
この案件の審議の際は、小原晃委員には一時的に退席していただきます。
それでは最初に、小原晃委員にかかわる 5 番以外の案件について審議いたしま
す。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。

5 番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願
いします。(挙手)

全員賛成ですのでそのとおり決定いたします。

次に、5 番を審議いたしますので、小原晃委員は、いったん退席をお願いします。

(小原委員 退席)

それでは、5 番について質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。

5 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、5 番は原案のとおり決定します。

(小原委員 着席)

以上、議案第 65 号は原案のとおり決定いたします。

議 長 「議案第 66 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ
(会長) いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりました。引き続き、現地確認委員より報告をお願いいたします。
(会長) 伊藤富壽委員、お願いします。

伊藤委員 報告します。去る 11/25、鎌田推進委員さん、それから事務局 2 名で現地を確認
してまいりましたが、申請書どおり許可相当と考えます。以上、報告を終わ
ります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方ございませ
(会長) んか。(「なし」声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第 66 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案第 66 号は、全員賛成ですので、原案のとおり「許可相当」として市長に意見を送付いたします。

議 長 次に「議案第 67 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(会長) 事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第 67 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは議案第 67 号は、全員賛成ですので、原案のとおり「許可相当」として市長に意見を送付いたします。

議 長 「議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(会長) 事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりました。引き続き、現地確認委員より報告をお願いいたします。

(会長) 伊藤富壽委員、お願いします。

伊藤委員 同じく 11/25、4 名で現地を確認してまいりましたが、申請書どおり許可相当と確認しました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方ございませんか。(「なし」声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第 68 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案第 68 号は、全員賛成ですので、原案のとおり「許可相当」として市長に意見を送付いたします。

議 長 次に「議案第 69 号 農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。(会長) 事務局の説明を求めます。

事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。
議長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入りますが、提出議案の中で、「利用権
(会長) 貸借」の3001番が小原晃委員にかかわる案件です。農業委員会等に関する法律
第31条に基づき、農業委員は当人が関与する案件についての議事に参与するこ
とができないことになっておりますので、この案件の審議の際は、小原晃委員
には一時的に退席していただきます。

それでは最初に、小原晃委員にかかわる「利用権貸借」の3001番以外の案件に
ついて審議いたします。質疑のある方ございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。「利用権貸借」の3001番以外の案件について、原
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですのでそのとおり決定いたします。

次に、「利用権貸借」の3001番を審議いたしますので、小原晃委員は、いった
ん退席をお願いします。

(小原委員 退席)

それでは、「利用権貸借」の3001番について質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。「利用権貸借」の3001番について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、「利用権貸借」の3001番は原案のとおり決定します。

(小原委員 着席)

以上、議案第69号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に「議案第70号 農地法の適用外証明について」を議題といたします。事
(会長) 務局の説明を求めます。

事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議長 説明が終わりました。引き続き、現地確認委員より報告をお願いいたします。
(会長) 鎌田和枝推進委員、お願いします。

鎌田 報告します。先週25日に、伊藤農業委員と事務局2名で確認をしてまいりまし
推進委員 た。現地確認をしてみても許可相当と思われます。以上です。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。
(会長) 質疑のある方ございませんか。(「なし」声)

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第70号の案件について、申請のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に「議案第71号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議
(会長) 題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 小早川農地係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑のある方ございませ
(会長) か。「(なし)」の声

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第71号について、「これを適当と認めます」とした意見に決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、そのとおり決定いたします。

議 長 次に「議案第72号 農作業労賃標準額に係る農作業労賃標準額設定検討委員会
について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 武農政管理係長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑のある方ございませ
(会長) か。「(なし)」の声

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第72号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第72号については、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に「議案第73号 令和4年度花巻市農業振興意見交換会開催要領について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 藤原次長が議案を読み上げ説明とした。

議 長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑のある方ございませ
(会長) か。「(なし)」の声

無ければ、質疑を終結し、採決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、採決いたします。議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第73号については、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

なお、来月の現地確認委員ですが、農業委員 18 番高橋修一委員、農地利用最適化推進委員 16 番古舘俊一委員を指名いたします。

また、現地確認日は 12 月 23 日（金曜日）に予定しておりますので、よろしく
お願いいたします。

これをもちまして、令和 4 年第 11 回花巻市農業委員会総会を閉会いたします。
大変ありがとうございました。

以上のおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月30日

花巻市農業委員会

会 長

署名委員 (14 番委員)

署名委員 (15 番委員)